

平成21年12月7日

各 位

会社名：イー・アクセス株式会社

(コード：9427 東証第一部)

代表者名：代表取締役社長 深田 浩仁

問合せ先：常務執行役員兼経理本部長 山中 初

(TEL：03-3588-7200)

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成21年12月7日の取締役会決議により、2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は、創業以来、「すべての人に新たなブロードバンドライフを」という企業理念を掲げ、通信市場を改革する強い使命感を持って規制緩和と競争促進を推進させ、国内最大のDSLホールセール事業者として、日本全国にブロードバンド接続サービスを提供することを主たる事業として着実に成長してまいりました。当社は、その過程で、黒字化と累積損失の早期解消を果たすことにより、創業5年目の平成16年11月には、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部への上場を実現することができました。最近では、ホールセール事業のネットワーク事業においては、固定ブロードバンド市場が成熟する中、平成20年9月1日よりDSLのホールセール事業者である株式会社アッカ・ネットワークスを連結子会社化し、平成21年6月の同社の吸収合併を経て、ホールセール事業を完全統合いたしました。また、DSL市場におけるグループシェアを拡大するとともに、インターネットユーザーの利用動向を踏まえ、ユーザーが求める付加価値を提供可能な様々な業種の企業との連携により、マーケットにおけるユーザーニーズの深堀及び新たなターゲット層の発掘に取り組んでいます。なお、ISP事業を含めた加入者数は、平成21年9月30日時点で約250万人となっております。

一方、当社は、当社が38.3%の議決権を保有する持分法適用関連会社であるイー・モバイル株式会社（以下「イー・モバイル」といいます。）を通じて、平成17年11月に1.7GHz帯の携帯電話事業免許の認可を受けて、携帯電話サービス開始に向けた準備を順調に進め、平成19年3月にデータ通信サービス、平成20年3月に音声サービスを開始しました。また、平成21年6月に、イー・モバイルは3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局開設計画の認定（免許）を受けて、同社サービスに使用する周波数帯として、1.7GHz帯で新たに20MHz幅（上り/下り合計）の周波数の割り当てを受けております。さらに、イー・モバイルは、平成21年7月24日より3.5世代では現在最速である下り最大速度21Mbpsのモバイルデータサービスを開始いたしました。また、昨年より展開している量販店におけるパソコンとデータカードのセット販売によるモバイルデータ通信サービスの顧客獲得が引き続き好調に推移し、この結果、イー・モバイルはデータ通信サービスを

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

開始してから約2年後の今第1四半期（平成21年4月から6月）にEBITDA（減価償却前営業利益）がプラスに転じ、平成21年11月には累計契約数が200万契約を突破して、今後もさらなる加入者数の拡大を目指しています。

当社グループは、この間、グループ内での連携強化にも努めており、イー・モバイルのエリア拡大、サービス拡充に合わせて、当社が全国に構築している超高速光IPバックボーンによる基幹ネットワーク網サービスの提供も拡大しております。当社のDSLサービスにつきましても、市場が成熟化しつつある中、モバイルデータサービスとのセットプランを提供するなど、グループ内での連携による販売施策にも積極的に取り組みつつ、顧客維持を重点強化する解約抑止策により、解約率の低減を実現してまいりました。さらに、平成19年12月には、イー・モバイルとともにMVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想ワイヤレス通信事業者）向け事業を展開いたしました。

当社は、ブロードバンド市場で固定通信とモバイル通信の融合を図り、モバイル事業の成長を加速させることが、イー・アクセスグループ全体の成長の鍵であるとの理念を持っており、それを実現するために、本日、イー・モバイルとの間で、株式交換の方法によりイー・モバイルとの経営統合を行うことにつき基本的な合意をいたしました。その詳細並びに当社及びイー・モバイルの概要等につきましては、本日付で開示いたしました「イー・モバイルとの間の株式交換に関する基本合意書締結のお知らせ」と題するプレスリリースをご参照下さい。

当社がイー・モバイルとの間の株式交換を実施した場合には、当社株式について、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づく実質的存続性に関する審査が行われ、又は新規上場に準じた審査を受けるための猶予期間に入ることがありえますが、その場合であっても当社は上場を維持できるよう、最善を尽くしてまいります。

当社は、イー・モバイルとの経営統合にむけて、イー・モバイルの財務基盤を強化し、同社の事業の成長を加速させることを目的として、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債発行による発行手取金は、増資又は貸付を通じてイー・モバイルの財務基盤の強化を図り、モバイル通信事業の成長の加速を実現するために使用いたします。

【本新株予約権付社債を発行するに当たっての狙い】

本新株予約権付社債は、時価を上回る水準に転換価額を設定することで、発行後の一株当たり利益等の希薄化を極力抑制した既存株主に配慮した資金調達手段となっております。また本新株予約権付社債を発行することで、長期性資金の獲得、直接・間接金融のバランスを取ることができ、財務基盤の安定化、及び資金調達の選択肢の多様化を図ることができます。本資金調達は、今後の成長戦略に必要な潤沢な手元流動性の確保に繋がり、結果として今後の成長戦略の加速と共に財務基盤の安定化に寄与するものと考えています。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

記

1. 社債の名称

イー・アクセス株式会社2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100%（各本社債の額面金額 500万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2009年12月29日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Goldman Sachs International及びBarclays Bank PLCを共同主幹事引受会社兼共同ブックランナーとする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込は条件決定日（下記6.(4)(ロ)に定義する。）の23時59分（日本時間の条件決定日翌日7時59分）までとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2009年12月22日までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額50億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

3,000個及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を500万円で除した個数並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を500万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2009年12月29日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長 深田浩仁が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して2009年12月8日から同月9日までのいずれかの日（以下「条件決定日」という。）に決定する。但し、当初転換価額は、2009年12月7日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならず、また、

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

条件決定日における当社普通株式の終値に1.2を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2010年1月12日から2016年12月1日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記7. (4) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7. (4) (ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7. (4) (ヘ)記載の本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記7. (9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③下記7. (5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④下記7. (6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2016年12月1日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記7. (4) (ハ)に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日（以下、「基準日」という。）又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に従って株主を確定するために定められた基準日以外の日（以下、「その他株主確定日」という。）の東京における2営業日前の日（又は当該基準日若しくはその他株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該基準日又はその他株主確定日（又は当該基準

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

日若しくはその他株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記7.(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
(上記(6)に定める制限を前提として)当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

150億円及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに代替新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

(イ) 利率

本社債の利率は、当社の代表取締役社長 深田浩仁が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して条件決定日に決定する。但し、本社債の利率は、本社債の額面金額に対して年率3.5%を上回ってはならず、また、本社債の額面金額に対して年率2.0%を下回ってはならない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ロ) 利息の支払方法及び期限

本社債の利息は、毎年3月31日及び9月30日（以下それぞれを「利払日」という。）に半年分が後払いされるものとする。但し、最初の利払いは、2010年3月31日に、2009年12月29日（当日を含む。）から2010年3月31日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとする。また、満期償還日（2016年12月15日）における利払いは、2016年9月30日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとする。各本社債の利息は、①当該本社債に係る本新株予約権が行使された場合には当該行使の効力発生日の直前の利払日（かかる利払日がない場合には2009年12月29日）以降又は②本社債が償還された場合には、償還日以降、これを付さない。但し、②の場合において、本社債の正当な呈示が行われたにもかかわらず、元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合は、この限りでない。

(3) 満期償還

2016年12月15日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) 130%コールオプション条項による繰上償還及びクリーンアップ条項による繰上償還

① 130%コールオプション条項

当社は、当社普通株式の終値が、連続する30取引日（以下に定義する。）のうち20取引日以上において当該各取引日に適用のある上記6. (4) (ロ)記載の転換価額の130%以上であった場合、当該20取引日の末日から東京における5営業日以内に本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2013年12月16日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

② クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6.(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における10営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする（但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長 深田浩仁が、当社取締役会の授権に基づき、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(ニ) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)公開買付者が、当該公開買付けにより、当社普通株式の上場が廃止となる株式数を取得した場合（但し、公開買付者が公開買付けの決済直後に保有する当社普通株式の保有株式数、及び、当社が知りうる限りにおいて、適

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

用ある上場廃止に関する規定で定められるその他の者が保有する当社普通株式の保有株式数が、当該事業年度の終了日までに変わらないことを前提とする。)には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けに関する決済の開始日(以下「決済開始日」という。)から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における10営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする(但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))に、当該償還日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ニ)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が決済開始日から180日後の日又は上場廃止の決定日のいずれか早い日より前に生じなかった場合には、当社は、当該いずれか早い日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における10営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額に当該償還日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

当社が上記(ハ)及び本(ニ)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ハ)の規定が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を全て取得する旨の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は当社普通株式の上場廃止日より前で、当該通知の日から東京における10営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする(但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))に、当該償還日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

(ヘ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2013年12月15日に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額に当該日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還することを

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、上記繰上償還日に先立つ30日以上前にその所持する本新株予約権付社債券（下記(7)に定義する。）を所定の様式の償還通知書とともに下記(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額にその支払いが行われる日までの未払経過利息を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

The Bank of New York Mellon（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(10) 本新株予約権に係るカストディアン

The Bank of New York Mellon

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による発行手取金は、増資又は貸付を通じてイー・モバイルの財務基盤の強化を図り、モバイル通信事業の成長の加速を実現するために使用いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債の発行による平成22年3月期の連結の業績予想（平成21年11月12日発表）の変更はございません。なお、イー・モバイルとの経営統合の影響につきましては、本日付で開示いたしました「イー・モバイルとの間の株式交換に関する基本合意書締結のお知らせ」と題するプレスリリースをご参照下さい。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分に関する基本方針は、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な利益還元を実施していくこととあります。当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めており、年4回の四半期配当を基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、経営環境及び業績等を勘案して決定しております。

(3) 過去3決算期間の配当状況等（連結数値）

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり当期純利益又は 当期純損失（△）	631.82円	△4,396.36円	△6,977.21円
1株当たり年間配当金 （1株当たり中間配当金）	1,800円 （900円）	2,300円 （1,150円）	普通株式 2,300円 （1,150円） 第1種優先株式 1,596,162円 （—）
配 当 性 向	284.9%	—%	—%
自己資本当期純利益率	2.8%	△25.4%	△69.3%
純 資 産 配 当 率	7.9%	13.3%	25.2%

- (注) 1. 平成19年3月期第2四半期より、四半期配当を実施しております。
2. 平成20年3月期及び平成21年3月期の普通株式1株当たり配当額は、四半期毎の配当額575円の合計2,300円となっております。
3. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本（期首の自己資本と期末の自己資本の平均）で除した数値です。
4. 純資産配当率は、普通株式1株当たり年間配当金総額を純資産（期首1株当たりの純資産の部合計と期末1株当たりの純資産の部合計の平均）で除した数値です。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額及び発行総額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資（第1種優先株式）

発行期日	平成20年12月26日
調達資金の額	2,347,000,000円（発行価額：1株につき100,000,000円） （差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	普通株式：1,417,729株（平成20年12月9日現在）
当該増資による発行株式数	第1種優先株式25株
募集後における発行済株式総数	普通株式1,417,729株 第1種優先株式25株
割当先	MHメザニン投資事業有限責任組合

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	91,000円	78,800円	62,400円	61,500円
高 値	92,700円	81,600円	71,700円	61,600円
安 値	58,100円	52,500円	39,050円	60,700円
終 値	78,300円	61,400円	48,050円	61,200円
株 価 収 益 率	123.9倍	一倍	一倍	一倍

- (注) 1. 平成22年3月期の株価については、平成21年12月4日現在で表示しております。
 2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益（連結）で除した数値であります。
 3. 株価は全て、東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

(3) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する引受契約の締結日から払込期日後90日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式若しくは預託証券又は当社普通株式（若しくはその持分）と実質的に類似しているか、転換可能、行使可能若しくは交換可能な当社の有価証券の発行等（但し、①本新株予約権付社債の発行、若しくは本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当社普通株式の発行、②発行済のストックオプション、新株予約権若しくは新株引受権の行使による株式の発行、③当社若しくは関係会社の役員及び従業員等向けのストックオプション等の付与、又は④適用法令上の要請による株式の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。